

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【公開番号】特開2001-189276(P2001-189276A)

【公開日】平成13年7月10日(2001.7.10)

【出願番号】特願平11-371691

【国際特許分類第7版】

H 01 L 21/205

H 01 L 21/027

H 01 L 21/3065

H 05 B 3/68

【F I】

H 01 L 21/205

H 05 B 3/68

H 01 L 21/30 5 6 7

H 01 L 21/302 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月30日(2004.8.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セラミックスからなる均熱板の一方の主面をウエハの載置面とし、他方の主面もしくは内部に発熱抵抗体を有するとともに、該発熱抵抗体と電気的に接続される給電部を前記他方の主面に具備し、上記均熱板の外周を支持体に保持してなるウエハ加熱装置において、前記支持体に均熱板を冷却するためのガス噴射口が設置され、前記支持体にその面積の5~70%の開口部を形成したことを特徴とするウエハ加熱装置。

【請求項2】

前記均熱板の厚みが2~7mmであることを特徴とする請求項1に記載のウエハ加熱装置。

【請求項3】

前記ガス噴射口が4~15個であることを特徴とする請求項1に記載のウエハ加熱装置。

【請求項4】

前記セラミックスが、炭化珪素または窒化アルミニウムを主成分とする特徴とする請求項1~3のいずれかに記載のウエハ加熱装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

【課題を解決するための手段】

本発明者等は、上記の課題について鋭意検討した結果、セラミックスからなる一方の主面をウエハの載置面とし、他方の主面もしくは内部に発熱抵抗体を有するとともに、該発熱抵抗体と電気的に接続される給電部を前記他方の主面に具備した均熱板と、該均熱板の

外周を支持体に保持してなるウエハ加熱装置において、前記支持体に均熱板を冷却するためのガス噴射口が設置され、前記支持体がその面積の5～70%の開口部を有するウエハ加熱装置とすることにより、上記課題を解決した。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、前記支持体にガス噴射口を設置することにより、例えばウエハ加熱装置の温度変更時の温度が安定するまでの時間を短縮することが可能となる。